

(株)F O M Mは

— 私はF O M Mで働き続けたい —

解雇(内定取消)を撤回してください!

F O M M解雇争議とは?

採用の経緯

かわさき新産業創造センター(川崎市幸区新川崎)で電気自動車設計開発を行う(株)F O M Mは、経理部門の強化のためTさんを採用しました。

Tさんは、(株)F O M Mの求めに応じて昨年6月1日から働き始めましたが、前の職場との雇用契約が6月17日までとなっていたため、形式的には、雇用契約が重複してしまう6月1日〜6月17日を業務委託契約とし、6月18日を始期とする採用内定通知書を受け取っていました。

突然の解雇(採用内定取り消し)

ところが働き始めて間もない6月14日、(株)F O M MはTさんに、「明日から来なくていい」と通告し、6月18日からの内定も取り消してしまいました。その際、本人に伝えられた解雇理由は、Tさんが①他の従業員を泣かせたこと、②更に別の従業員にパワハラを行いその従業員が休んでいることでした。

しかし、これらの解雇理由は、事実無根のどっちあげであり、事実関係をTさんに確認することもせず、Tさんに弁明の機会すら与えない一方的なものでした。(株)F O M Mは、後日になつて、更に複数の解雇理由を追加しましたが、いずれも同様に事実無根あるいは悪意をもって曲解、誇張したものでした。

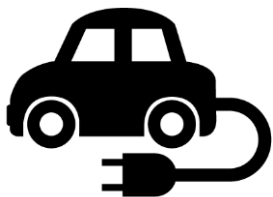
本当の理由は?

(株)F O M Mは、マザーズへの上場をめざし、そのために経験のあるTさんを採用し、「気が付いたことはなんでもやってくれ」とTさんに広範な業務を任せていました。

Tさんは入社直後から経理や財務管理等の杜撰さを次々と指摘し、改善のために努力してきました。しかし、それが逆に社内でも影響力のある執行役員の高財務責任者(C F O)に疎まれる原因になり、理不尽な解雇につながったものと思われず。

横浜地裁に提訴

Tさんは、労働組合に加盟し、団体交渉を重ねましたが、(株)F O M Mは、復職を認めず、団体交渉は決裂しました。そしてTさんは、やむを得ず、復職を求め横浜地裁に提訴しました。



全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部

F O M M準備分会

〒221-0841

神奈川県横浜市神奈川区松本町1-3-32

TEL 045-314-4021

FAX 045-314-9091

E-mail info@zenkoku-ippan.jp

業務委託契約は形式的なもの？

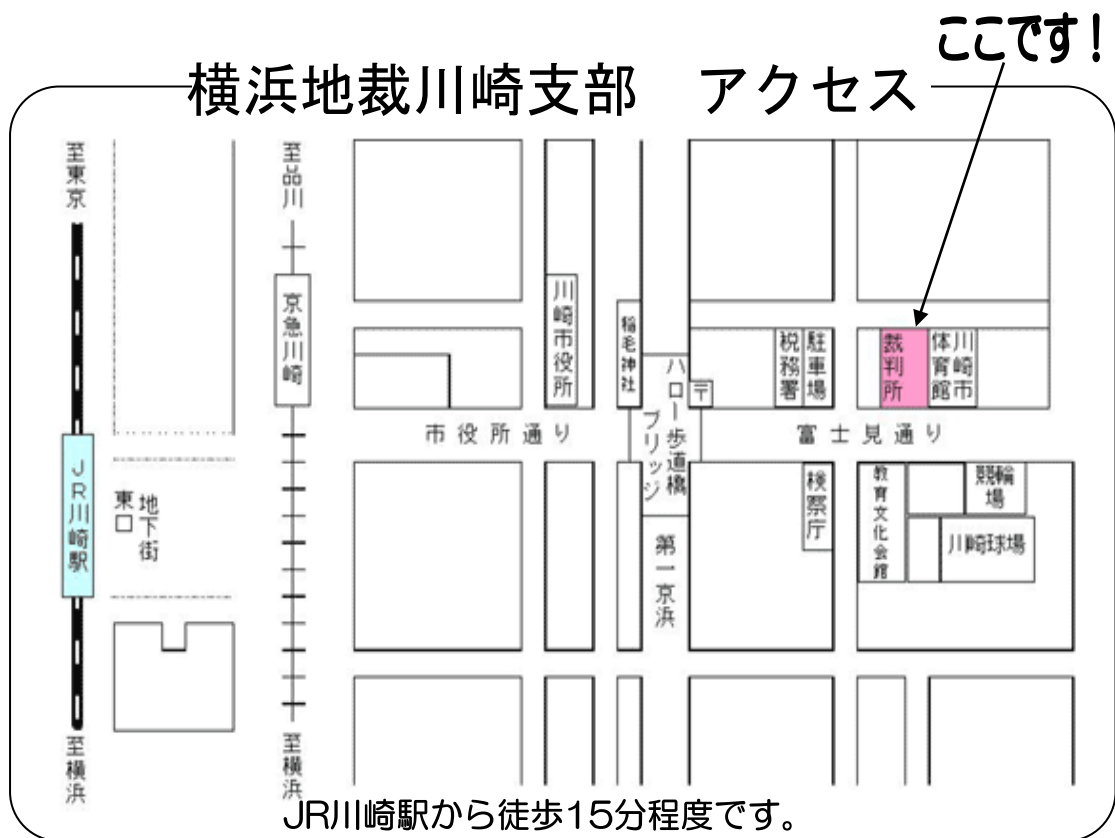
裁判では、Tさんの労働契約をどう見るかで2通りの訴えを行っています。

一つは、業務委託契約は形式的なものであり、事実上、入社した6月1日から労働契約があり、解雇の違法性を争う訴えです。

もう一つは、仮に右記の労働契約が認められず業務委託契約だったとしても、6月18日からの内定契約の取り消しの違法性を争う訴えです。

解雇あるいは内定取消は無効です

(株)FOMが主張する解雇（内定取消）の理由は、Tさんによるパワハラや不適切な発言等ですが、そもそも理由自体が事実に基づいたものではありません。当然、客観的に合理的な理由がなく、社会相当性を欠くことから、まさに違法な解雇であり、無効です（労働契約法16条）。



傍聴のご支援よろしくお願ひします!

5月23日(木) 10時30分~

横浜地裁 川崎支部2階3号法廷



また、解雇ではなく、内定取り消しだとしても、これまでの数々の判例により厳しく制限されています。

採用内定を取り消せるのは、内定当時知ることができないか、知ることが期待できないような事実であつて、これを理由として採用内定を取消することが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認できるものに限られます。従つて、(株)FOMによる内定取消は解約権の濫用であり無効です。

職場復帰めざしがんばります

不当な解雇（内定取消）は認められません。

Tさんは職場復帰をめざし頑張る決意です。みなさまのあたたかいご支援をお願いいたします。